この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画
環境影響評価準備書に関する補足資料

4. 地球温暖化対策等について
5. 事後調査時期等について
6. 環境類型の変化の詳細について
7. 地点 16 における地下水水質調査について
8. クズ等の管理について

平成28年12月22日

横　浜　市

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

（仮称）小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書に関する補足資料

4. 地球温暖化対策等について

準備書 p2-29 に記載した内容について、2.3.7 の項目見出しを都市の温暖化と地球温暖化を含むものとして修正します。

また内容について、都市型水害発生の軽減の観点からの記述を追記します。

なお、準備書からの修正部分は、網掛けで示しています。

●準備書における記載内容（p.2-29）

2.3.7 地球温暖化対策

本事業は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」（平成 26 年 3 月、横浜市）に則り、緑化や太陽光発電設備の導入など、温室効果ガス削減に配慮します。具体的には、管理棟や照明等への省エネルギー型機器の導入や、緑化・環境体験・学習ゾーンに再生可能エネルギー設備等の設置を計画しています。省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー設備等は、導入時点で環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組・体制作りの検討を行います。

また、緑は日射の遮断や蒸発散作用等により気温の上昇を抑える機能を有しており、計画地のような大規模な緑地では、クールアイランドとよばれる冷涼な空気のかたまりを形成するため、ヒートアイランド現象の緩和に効果を発揮するといわれています。本事業は、樹林の保全及び復元をし、現状よりも広い範囲に樹林地を確保する計画のため、いま以上に周辺地域のヒートアイランド現象の緩和へ貢献し、各住戸等からの排熱抑制につながる効果があると想定しています。

なお、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、「横浜市グリーン電力入札制度」（平成 18 年、横浜市）に基づきグリーン電力の導入に努めます。

●指摘を踏まえた修正案

2.3.7 地球温暖化対策等

本事業は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」（平成 26 年 3 月、横浜市）に則り、緑化や太陽光発電設備の導入など、温室効果ガス削減に配慮します。具体的には、管理棟や照明等への省エネルギー型機器の導入や、緑化・環境体験・学習ゾーンに再生可能エネルギー設備等の設置を計画しています。省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー設備等は、導入時点で環境性と経済性を両立した最も合理的な技術や製品を採用します。また、機器・設備等の導入後も、内容の見直しを行い、設備等のシステムの更新ができる仕組・体制作りの検討を行います。

また、緑は日射の遮断や蒸発散作用等により気温の上昇を抑える機能を有しており、計画地のような大規模な緑地では、クールアイランドとよばれる冷涼な空気のかたまりを形成するため、ヒートアイランド現象の緩和に効果を発揮するといわれています。本事業は、樹林の保全及び復元をし、現状よりも広い範囲に樹林地を確保する計画のため、いま以上に周辺地域のヒートアイランド現象の緩和に貢献し、各住戸等からの排熱抑制につながる効果があると想定しています。

さらに、既存の緑を保全するほか、新たな緑を創出することは、緑による保水機能を高め、集中豪雨等による都市型水害発生の軽減にもつながると想定しています。

なお、建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、「横浜市グリーン電力入札制度」（平成 18 年、横浜市）に基づきグリーン電力の導入に努めます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

5. 事後調査時期等について

事後調査を行う項目について、環境の保全のための措置の内容と事後調査の内容を表 5-1 に、管理行為も含めた整備スケジュールと事後調査実施時期の関連性については表 5-2 にまとめました。

なお、事後調査結果や公園管理の中で得た情報を活かし、管理方法は適宜見直します。

表 5-1　環境の保全のための措置の内容と事後調査の内容

時期	項目		環境の保全のための措置	事後調査	
				調査項目	調査時期
工事中	生物多様性	動物	アズマヒキガエル、ヒロバネカンタン及び魚類 1 種については、必要に応じて工事着手前に移設を行います。	注目すべき種のうち、改変する区域のみに存在が確認され、自力での移動が難しいと考えられる種（アズマヒキガエル、ヒロバネカンタン、魚類 1 種を想定）の生息状況	移設の翌年
		植物	現地調査で確認された注目すべき種については、造成工事により生育環境を改変する場所にある個体のうち移植可能なものについて、移植による保全を図ります。	改変区域にある注目すべき種で移植可能と考えられるもの（ラセイタソウ、アシタバを想定）の生育状況	移植の翌年
	水質・底質		有害物質の発生源と思われる土壌の措置に当たっては、土壌汚染対策法に則った適切な手法で処理します。	地下水の水質	各工期、一次造成が行われた翌年度 1 年間
供用時	生物多様性	動物	保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。	動物種	全体供用開始後 1 年程度経過後
		植物	移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。	植物種	全体供用開始後 1 年程度経過後
	水質・底質		遮水工封じ込めによる措置を行った場所では、土壌汚染対策法施行規則に基づき、地下水の水質の確認等を行います。	地下水の水質	全体供用後 1 年間

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

表 5-2　事業スケジュールと事後調査実施時期

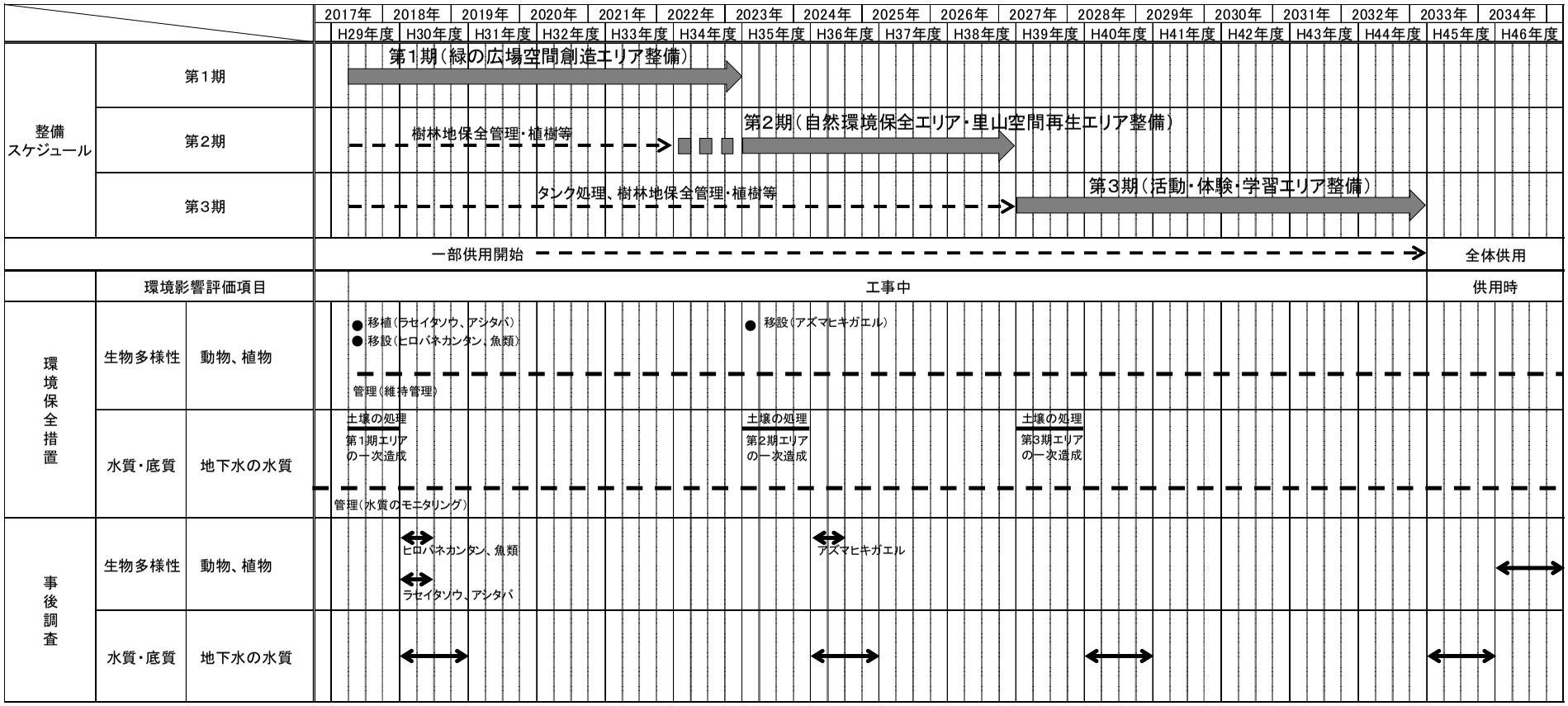

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

（仮称）小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書に関する補足資料

6. 環境類型の変化の詳細について

生態系の予測における環境類型について、地形を考慮し区分を修正しました。また、供用時における環境類型区分図を作成しました。

準備書（p.6-1-65～p.6-1-67）において記載した「樹林・草地・水域・市街地」の 4 区分のうち、樹林と草地についてそれぞれ平坦地・斜面地に分け、表 6-1 に示すとおり「樹林（平坦地）・樹林（斜面地）・草地（平坦地）・草地（斜面地）・水域・市街地」の 6 区分としました。

表 6-1　計画地及びその周辺における環境類型区分

環境類型区分	環境類型区分の属性			
	地形・土地利用等		植生等	
	主な位置･土地利用	地形	概観	主な植物群落
樹林（平坦地）	計画地東側の植栽地、計画地外縁部の斜面	平坦地、緩傾斜地	広葉樹高木林（二次林）	コナラ群落、ミズキ群落、カラスザンショウ群落、タブノキ群落、竹林、ハリエンジュ群落、植栽樹木群
樹林（斜面地）		斜面地		
草地（平坦地）	計画地中央部等の施設跡地	平坦地、緩傾斜地	高茎草地、低木林	海岸崖地植生、広葉樹低木群落、アズマネザサ群落、クズ群落、ススキ群落、チガヤ群落、緑化法面、畑地雑草群落、草刈地
草地（斜面地）		急斜面・崖地		
水域	計画地北東に接する水路等	谷底平野	湿生草地、水面	ヨシ群落、オギ群落、低茎湿性草本群落、開放水域
市街地	施設跡、市街地等	平坦化地	道路、建物、裸地	造成裸地、建造物・道路

この区分に沿って作成した現況の環境類型区分を図 6-1 に、供用時の環境類型区分を図 6-2 に示します。

さらに、作成した環境類型区分図より、計画地内の各類型の面積を算出し、現況と供用時を比較しました。その結果は表 6-2 に示すとおりです。

本事業では､平成 21 年に開港 150 周年記念事業において市民の皆様によって植樹された樹木等により、計画地内の森の再生を行う計画です。供用時にはこれら樹木が生長し新たな樹林地を形成していくこと等から、樹林（平坦地・斜面地の合計）が現況に比べ約 3.5ha 増加すると予測します。また、新たに体験水田やせせらぎ等を整備するため、水域環境についても現況に比べ増加すると予測します。

計画地東側低地部において現況で草地（平坦地）となっているエリアは、緑の広場空間創造エリアとして多目的レクリエーション広場や駐車場等を整備する予定であるため、草地（平坦地）が減少しますが、可能な限り緑化を図る計画とします。なお、草地環境については、今後クズ等の繁茂を抑えるよう管理を適宜行うため、多様な植物種の生育の促進等、現状と比べ良好な環境になっていくものと考えられます。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

表 6-2　環境類型別の面積の変化

環境類型		現況（ha）①		供用時（ha）②		増減（②－①）
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)
樹　林	平坦地	12.92	23.16	16.22	29.07	3.30
	斜面地	10.25	18.37	10.40	18.64	0.15
計		23.17	41.53	26.62	47.71	3.45
草　地	平坦地	22.53	40.38	16.52	29.61	-6.01
	斜面地	3.35	6.01	3.17	5.67	-0.19
計		25.88	46.39	19.69	35.29	-6.20
水　域		0.56	1.00	0.63	1.13	0.07
市街地		6.18	11.08	8.86	15.87	2.68
合　計		55.80	100.00	55.80	100.00	

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

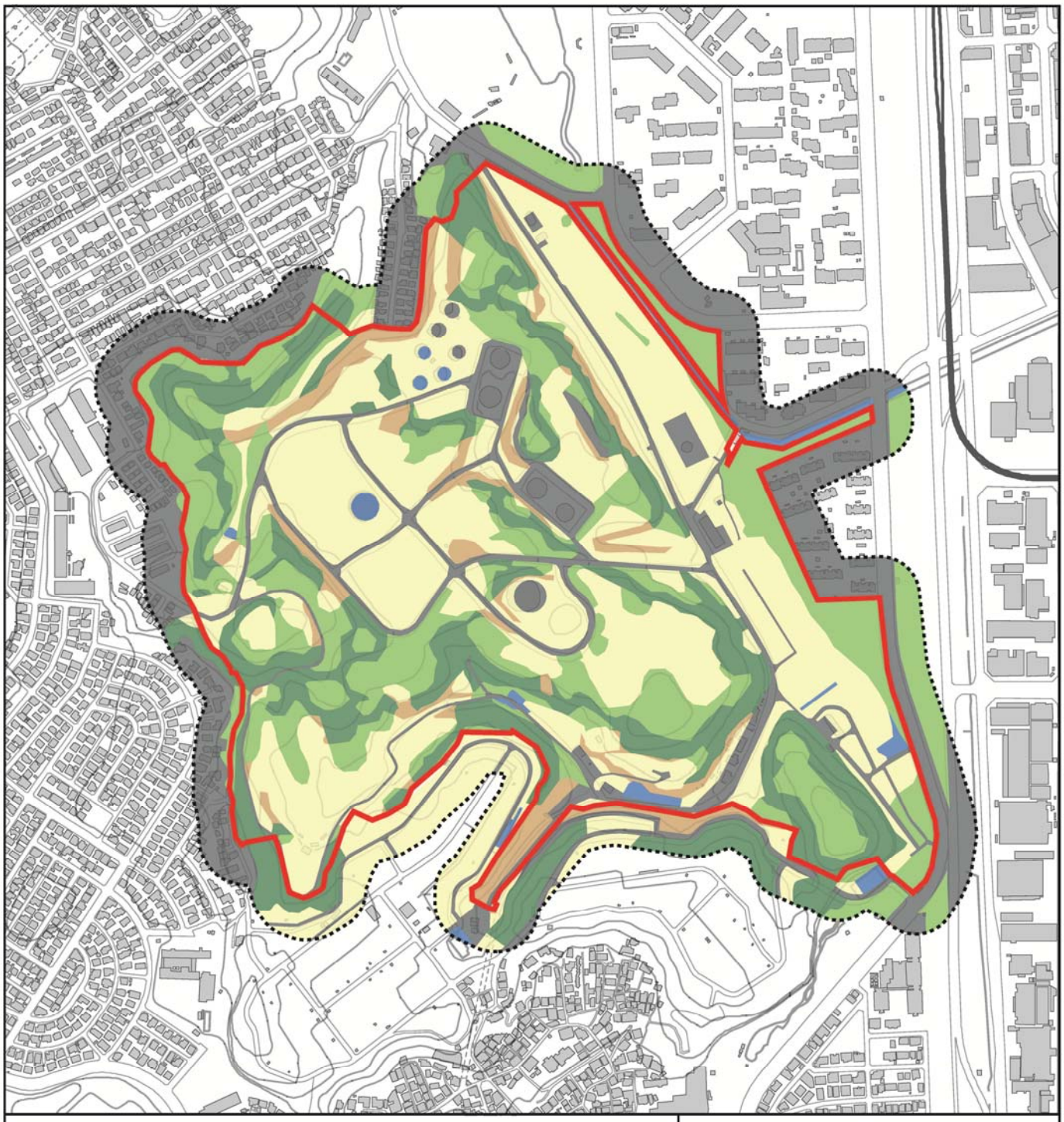

凡 例

- :計画地
- :調査範囲
- 樹林(平坦地)
- 樹林(斜面地)
- 草地(平坦地)
- 草地(斜面地)
- 水域
- 市街地

N

0 200 400 m

1:7,500

図6-1 環境類型区分図（現況）

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

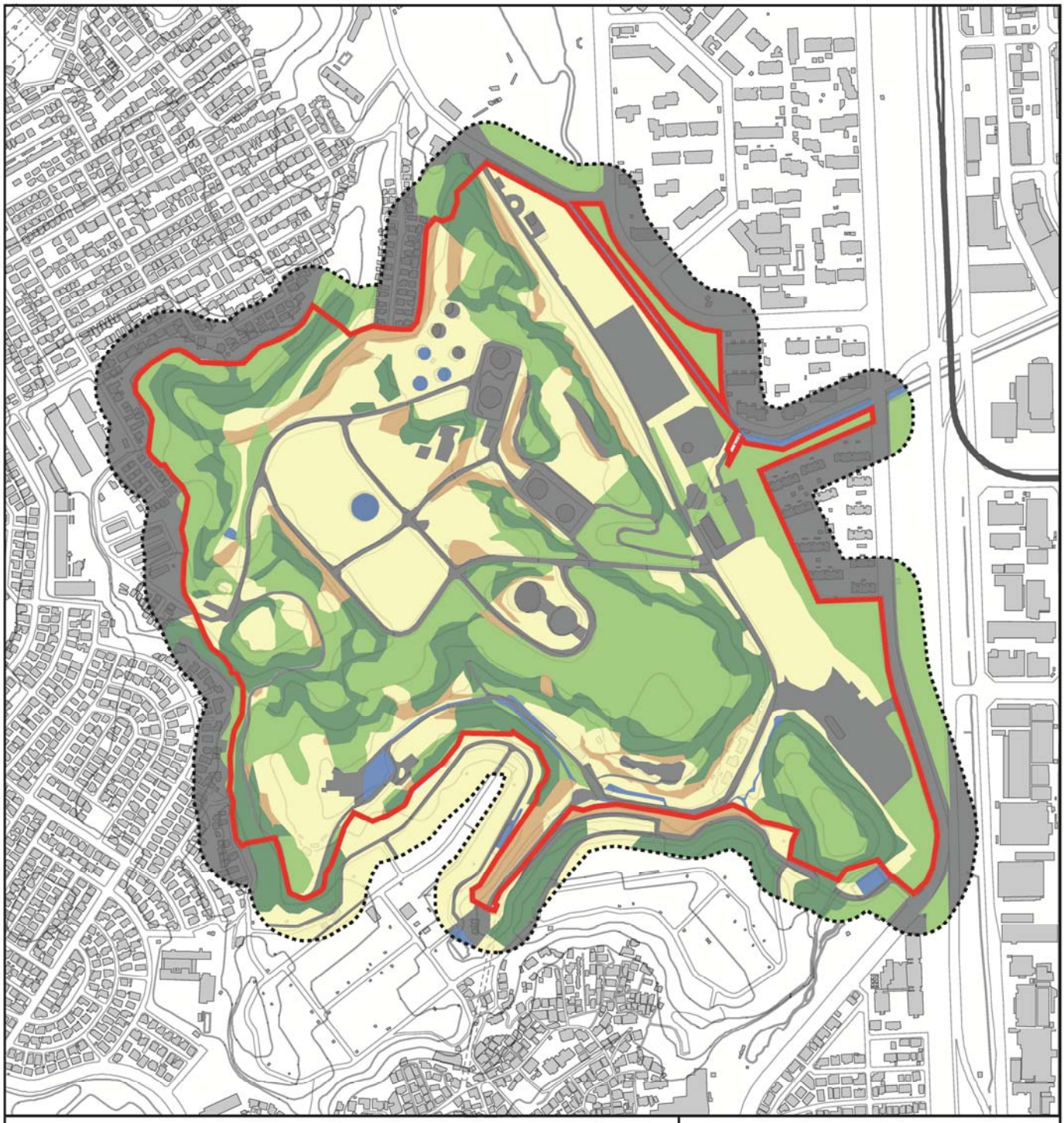

凡 例

- :計画地
- :調査範囲
- 樹林(平坦地)
- 樹林(斜面地)
- 草地(平坦地)
- 草地(斜面地)
- 水域
- 市街地

N

0 200 400 m

1:7,500

図6-2 環境類型区分図（供用時）

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

7．地点 16 における地下水水質調査について

地下水水質調査地点（調査地点 16）付近の地下水の流向は、図 7-1 に示すとおり、谷部に沿い東側に流下しているものと考えられます。

また、調査地点 16 及び上流側において土地の改変は行わず、今後も地下水の水質は現状と変わらないものと考えます。

従って、調査頻度についても現状と同じとし、現在、国において年 4 回実施されている地下水の水質調査を、土地の管理について本市への移管後も継続して行います。

今後、状況に変化があった場合は、調査箇所数及び調査頻度を見直すなど対応策について検討します。

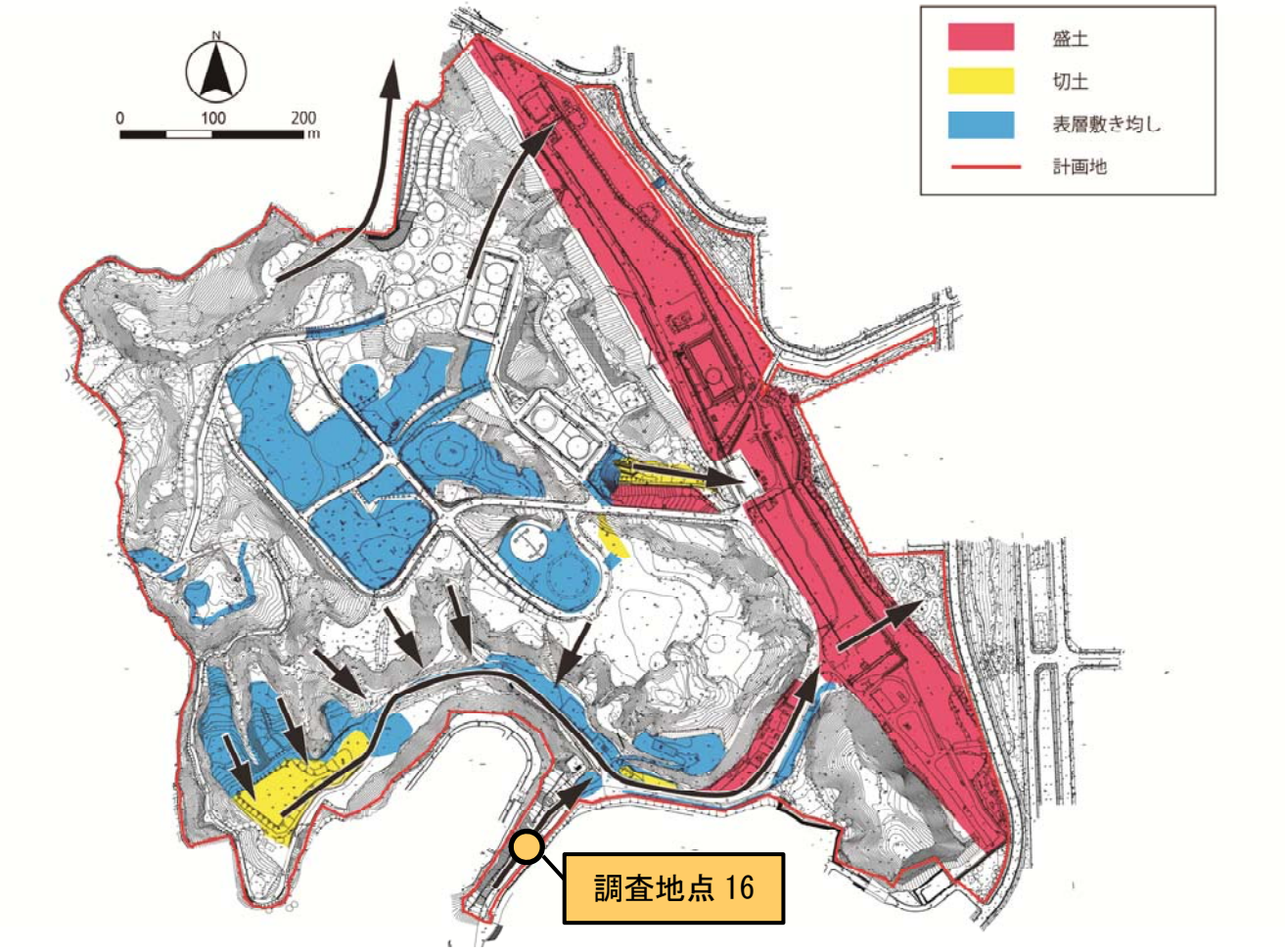

図 7-1　形質変更区域及び表層地下水の流向
（準備書 p. 2-21 図 2. 3-8 形質変更区域図、p. 3-7 図 3. 2-5 地下水および湧水の状況より）

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

（仮称）小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書に関する補足資料

８．クズ等の管理について

クズやアズマネザサ等の繁茂により公園利用上支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮してまいります。

準備書第 6 章の「6.1.2 植物」及び「6.11 景観」の各項目の環境の保全のための措置に上記内容を追記し、評価書において以下のとおり修正します。

なお、準備書からの修正部分は、網掛けで示しています。

●準備書における記載内容【植物】（p.6-1-60）

表 6.1-38　環境の保全のための措置
（施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響）

区　分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。

●指摘を踏まえた修正案【植物】

表 6.1-38　環境の保全のための措置
（施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響）

区　分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。 ・クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。

この資料は、審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱にご注意願います。

●準備書における記載内容【景観】(p.6-11-17)

表 6.11-6　環境の保全のための措置

区　分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在	・地域の特徴的な景観である旧海岸線の崖地を保全します。 ・既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。 ・既存の樹木は可能な限り活用します。 ・新たな設備を設置する際は、眺望を阻害しないよう、設置場所の検討を行います。

●指摘を踏まえた修正案【景観】

表 6.11-6　環境の保全のための措置

区　分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在	・地域の特徴的な景観である旧海岸線の崖地を保全します。 ・既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。 ・既存の樹木は可能な限り活用します。 ・新たな設備を設置する際は、眺望を阻害しないよう、設置場所の検討を行います。 ・クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。